児童扶養手当 現況届を忘

加入しませんか? 交通災害共済 本日から 受け付けます

交通災害共済は、みなさんに加入していただき会費を出し合って被害者を救済 する相互扶助の制度です。現在加入している方も8月31日 金で共済期間が終了し ますので、手続きをお願いします。

加入できる方 9月1日に市内に住民登録している方とその扶養者

共済期間 9月1日~平成25年8月31日まで 年会費 1人700円

対象となる事故 車両 (自動車・オートバイ・自転車など)の交通による事故、電 車による事故など(いずれも事故証明が得られる人身事故)

共済見舞金 死亡…150万円、傷害…2万円~50万円、身体障害者(1級または2級 障害)…傷害見舞金のほかに50万円、交通遺児…遺児1人につき10万円

申込方法 年会費を持参し、市民安全課(市役所地階)・各行政サービスセンターへ(開 庁時間内)

出張受付 8月1日州つくし野行政サービスセンター、2日州湖北台行政サービス センター、3日営布佐行政サービスセンター、いずれも午前9時~11時30分、午後

※出張受付日以外でも、年間を通して市民安全課および各行政サービスセンター で受付をしています。

万が一に備えていますか?自転車保険

自転車は、自動車のような自賠責保険の強制加入のしくみがありません。しか

し事故を起こしたときは、自動車と同じく刑事責任・民事責任を問われます。重

大事故になると、多額の損害賠償責任を自己負担することになります。万が一に

①すでに加入している自動車保険や損害保険などに特約で加入できるものもあり

ます。各保険会社にご相談ください。②TSマーク…TSマークは、自転車安全整

備店での点検・整備で安全であることが確認された普通自転車に貼付されます。

このマークには、傷害保険と賠償責任保険の2つがセットになった1年間の付帯保

険がついているので、もしものときに安心です。お近くの自転車安全整備店など

詳しくは、日本交通管理技術協会のホームページ (http://www.tmt.or.jp/)をご

第二種TSマーク

入院15日以上

(一律) 10万円

(一律)100万円

(限度額)2000万円

死亡・重度後遺障害 (1~4級)

死亡・重度後遺障害(1~7級)

(赤マーク)

市民安全課・内線486

備え、保険に加入しておきましょう。

TSマークの種類と付帯保険の補償内容-

(青マーク)

第一種TSマーク

・入院15日以上

(一律) 1万円

(一律)30万円

(限度額)1000万円

死亡・重度後遺障害(1~4級)

死亡・重度後遺障害(1~7級)

加入方法

覧ください。

種別

傷害保険

賠償責任保険

間 市民安全課・内線486

8 月 1 日 (水) (

注意ください。権利がなくなりますのでご 入をお願いします。 くなります。また、2年間 当を受給することができな がないと、8月分以降の手 子ども支援課窓口にてご記 ※本年度は案内に現況届 届出がないと手当を受ける ず提出してください。 紅を同封していません。本年度は案内に現況届出 に我孫子市に転入された方

(平成24年1月2日以降

子全員分) 告してください。 受付できませんので必ず ※所得の申告 子ども支援課 4健康保険証 (親 が無い ·内線 場 申 合

受けている方は、 しましたので、 なっています。 に現況届を提出することに 対象の方には案内を送 「児童扶養手当」の認定を 期限 毎年8月 、届出版内に必 付

鑑 ③平成24年度所得証明 手当証書(23年度) ②印 提出するもの ①児童扶養 できません。 センター、 時30分~午後5時) 子ども支援課 郵送での受付は

午 31 8 金 場 所 館2階)※各行政サービス 金 (土 日 曜日 を除 (西別

0

कुं

現 犯 届

各手当とも、 や療育手帳を持って 身体障害者

20歳未満の方あり常時介護を必要とする

害者手帳1級または2級障害の程度の目安 身体

身体障

0

または精神に重度の障害が **受給できる方**身体・知的 ◎障害児福祉手当 障害の程度の目安 療育手帳AからBの1程 害者手帳1級 ~3級程 身 体 障

度

出

きます。 ※各手当とも なくても、 ります。 られた場合、手当を受給で 部機能障害が同程度と認め せください。 詳しくはお問 精神の障害や内 所得制限 があ い合

帳色の 住所省略 (主に合併者)、 1 7 7 0 療育手

害を有する20歳未満 ◎特別児童扶養手当 しくは父母にかわって養育 を養育する父または母、 または精神に 受給できる方 受給できる方と障害の している方 中~ 身体 重 b

の児童と、知的 害者手帳1級または2級 を要する20歳以上の 障害の程度の目安身体障

92市役所障害福祉支援 可)•内線389 1 課

提出期間 8月10日金~9別児童扶養手当」所得状況別児童扶養手当」所得状況 養手当証書 (3) 養手当証書 (3) く午前8時30分~午後5月10日月(土・日曜日を除 出してください。 要書類を添えて期限内に提 けられなくなりますのでご いと8月分以降の手当が受 方に、所得状況届 届出書を郵送します。 各手当の受給資格 持参・郵送。 ③印鑑④そ④そ 届出がな (現況) がある 昼 1 の目安 わ

0

※予は予約制です。

	弁護士 法律相談 ♀	2 日休、14 日似、16 日休、23 日休、28 日似 9 時 30 分~ 15 時 30 分 市民相談室(本庁舎 2 階) 秘書広報課☎ 7185-1714(予約は 1 日似 8 時 30 分~)
	人権相談 (ᢒ優先)	23 日休 10 時~ 15 時 相談室 (西別館 2 階) 社会福祉課·内線 476
	税務相談❸	17日金 10時~15時 収税課☎ 7185-1349 (予約は13日月8時30分~)
	行政相談	22 日以 10 時~正午 市民相談室 (本庁舎 2 階) 秘書広報課☎ 7185-1714
市民相	行政書士 相談🙃	15日(x) 13時~16時 市民相談室 (本庁舎2階) 〈相続·遺言・成年後見など〉行政書士会・木川☎7183 - 2132
談	司法書士法律 相談令	17日 金 10時~15時 市民相談室(本庁舎2階) 千葉司法書士会柏支部☎7166-2015(平日13時~16時)
	消費生活相談	月〜金曜日、第 2・4 土曜日(祝日を除く) 10 時〜 17 時 30 分 消費生活センター ☆ 7185–0999
	生活相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分~17時 西別館2階 社 会福祉課・内線393
	高齢者 なんでも相談	3日〜 10時~11時 15分 つつじ荘☆7188 - 0123 10日〜 10時~11時 15分 西部福祉センター☆7185 - 5818
	健康相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分~17時 保健センター 健康づくり支援課☎7185-1126

	市民相談	交通事故巡回相談令	13 日月 10 時~ 15 時 市民安全課・内線 486
		子ども総合相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分~17時 西別館1階 子ども相談課☎7185-1821
		結婚相談 (令優先)	5 日(□)、19 日(□) 9 時~ 14 時 社会福祉協議会☎ 7184-1539
		母子・婦人相談 (ひとり親)	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分~17時 西別館2階 子ども支援課・内線849
		DV 相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分~17時 社会福祉課・内線394
_	6 %	心の相談の	27 日月)午後 西別館 障害福祉支援課・内線 421
		もの忘れ相談の	14日以13時30分~16時30分 西別館相談室 高齢者支援課☎7185-1112
		地域職業相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分~17時(12時~13時 は求人閲覧のみ)サンビーンズビル6階(我孫子駅南□)我孫 子市地域職業相談室☎7165-2786
		介護と こころの相談⊖	水曜日 10 時〜 16 時、火曜日・土曜日 13 時〜 16 時 県福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ 6 階)☎ 7165–2886
	県民	住宅改修相談令	木・金曜日 10 時~ 16 時 県福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ 6 階)☎ 7165-2886
	相談	福祉用具相談	土曜日 10 時~ 16 時 県福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ 6 階)☎ 7165–2886
\dashv		児童相談	月~金曜日 9 時~ 17 時 柏児童相談所☎ 7131-7175
		電話	月~金曜日9時30分~16時 柏児童相談所☎7134-4152

または精神に著しく重度の **受給できる方** 身体・知的

◎特別障害者手当

部、療育手帳

A

障害があり常時特別の介護

方

0